

重要

生命共済のご契約者様へ

～平成19年4月実施の仕組改訂にかかるご案内～

< 目次 >

- | | |
|------------------------------------|---|
| 1. 後遺障害共済金等の支払事由の改訂（重度要介護状態の追加） | 1 |
| 2. 別表【疾病重度障害状態】の改訂（臓器移植術の追加等） | 3 |
| 3. 医療共済の改訂（入院中手術保障の拡充） | 5 |
| 4. 別表【対象となる手術】の改訂（臓器移植術の支払倍率の引き上げ） | 7 |
| 5. 定期生命共済に付加された入院特約等のお取扱い | 7 |

この内容の詳細について、ご不明点等ございましたら、ご加入先のJAにお問合せ下さい。

1. 後遺障害共済金等の支払事由の改訂（重度要介護状態の追加）

（1）内 容

平成6年4月1日から平成19年3月31日までにご加入いただきましたご契約（生命総合共済）につきましては、第1級後遺障害の状態になられた場合にお支払する後遺障害共済金等の支払事由へ「重度要介護状態」を追加いたしました。

この改訂につきましては、平成19年4月1日以後に発生した原因について保障対象とさせていただきます。

（2）対象となるご契約

<ご契約の種類>

終身共済、三大疾病前払付終身共済、積立型終身共済、満期専用入院保障付終身共済、定期生命共済（三大疾病前払特則付を含みます。）、養老生命共済、こども共済、医療共済、定期医療共済、がん共済、年金共済（平成6年4月1日から平成16年3月31日まで）、年金付終身共済（平成6年4月1日から平成15年3月31日まで）

<付加いただいた特約の種類>

定期特約、更新型定期特約、遡減定期特約、生活保障特約、生存特約、災害給付特約、災害死亡割増特約、三大疾病前払特約、重度障害年金特約、全入院終身保障移行特約、家族保障特約

（3）その他（共済掛金の払込免除について）

医療共済、定期医療共済、がん共済（がん共済は災害または特定感染症を原因とするものに限りませぬ。）につきましては、第1級後遺障害の状態になられた場合に共済掛金の払込みを免除としておりますが、平成19年4月1日以後に発生した原因により重度要介護状態となられた場合には、同様に共済掛金の払込みを免除いたします。

（4）ご留意いただきたい事項

- ① 平成6年3月31日以前にご加入いただいたご契約につきましては、今回の改訂の対象となりませぬ。また生命総合共済以外のご契約については、平成19年4月1日以後も対象となりませぬのでご留意下さい。
- ② 今回の改訂に合わせて、介護初期給付特約・介護年金特約・介護保障移行特約は取り扱わなぬことといたしました。そのため平成19年4月1日以後、新たにこれらの特約の付加や増額を行なうことはできません。（すでに付加されたこれらの特約の保障は継続いたします。）

○ **重度要介護状態とは？**

用 語	定 義
重度要介護状態	別表〔重度要介護状態〕の状態に該当し、かつ、その状態が6か月以上継続して将来回復見込みのないものをいいます。

○ **別表〔重度要介護状態〕とは？**

次のいずれかの状態をいいます。

重 度 要 介 護 状 態
<p>1. 日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が、次の（1）に該当し、かつ、（2）から（5）までのいずれか2以上に該当して他人の介護を要する状態</p> <p>（1）ベッド周辺の歩行が自分ではできないこと</p> <p>（2）衣服の着脱が自分ではできないこと</p> <p>（3）入浴が自分ではできないこと</p> <p>（4）食器類または食物を選定し、または工夫しても、目の前に用意された食物を自分では摂取できないこと</p> <p>（5）大小便の排せつ後のふきとりおよび始末が自分ではできないこと</p> <p>2. 認知症となり、意識障害によらないで次のいずれかに該当して他人の介護を要する状態</p> <p>（1）時間の見当識障害があること</p> <p>（2）場所の見当識障害があること</p> <p>（3）人物の見当識障害があること</p>

備 考

1. 「認知症」とは、正常に成熟した脳が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により破壊されたために、一度獲得された知能が持続的かつ全般的に低下した器質精神病（アルコール精神病および薬物精神病を除きます。）の状態をいいます。
2. 「見当識障害」とは、次のとおりとします。
 - （1）時間の見当識障害

季節または朝、昼もしくは夜のいずれかの認識が常時できないこと
 - （2）場所の見当識障害

今自分が住んでいる場所または今居る場所の認識が常時できないこと
 - （3）人物の見当識障害

日ごろ接している家族または日ごろ接している周囲の人の認識が常時できないこと

2. 別表〔疾病重度障害状態〕の改訂（臓器移植術の追加等）

（1）内 容

平成6年4月1日から平成19年3月31日までにご加入いただきましたご契約（生命総合共済）につきましては、別表〔疾病重度障害状態〕について、心臓・肺・すい臓・小腸の移植術を受けた場合を追加し、一部の項目について改訂を行ないました。

この改訂につきましては、平成19年4月1日以後に発生した原因により、それらの項目に該当した場合について、保障対象とさせていただきます。

（2）対象となるご契約

終身共済、三大疾病前払付終身共済、積立型終身共済、満期専用入院保障付終身共済、定期生命共済（三大疾病前払特則付を含みます。）、養老生命共済、こども共済、医療共済

（3）疾病重度障害状態について

疾病重度障害状態に認定された場合は、共済掛金の払込みが免除され、あわせて重度障害年金特約（平成6年4月1日以後に限ります。）を付加いただいている場合には、重度障害年金がお支払いされるというものです。

（4）ご留意いただきたい事項

- ① 平成11年4月1日に別表の17号・18号・19号・21号の4項目について追加を行ない、その日以後に発生した原因により、それらの項目に該当した場合には、平成11年3月31日までにご加入いただいたご契約についても、保障対象とさせていただきます。
- ② 平成6年3月31日以前にご加入いただいたご契約につきましては、疾病重度障害状態による保障はありませんので、今回の改訂の対象となりません。

○ 別表「疾病重度障害状態」とは？

疾 病 重 度 障 害 状 態	
1. 両眼の視力が0.06以下になったもの	
2. 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	
3. 両耳の聴力を全く失ったもの	
4. そしゃくおよび言語の機能に著しい障害を残すもの	
5. 1上肢を腕関節以上で失ったもの	
6. 1上肢の用を全廃したもの	
7. 両手の手指の全部の用を廃したもの	
8. 1下肢を足関節以上で失ったもの	
9. 1下肢の用を全廃したもの	
10. 両足の足指の全部を失ったもの	
11. 自力で歩行することができないもので、かつ、補装具を使用しても自力での歩行に実用性のないもの	
12. 精神に著しい障害（精神活性物質常用障害を除きます。）を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの	
13. 中枢神経疾患により神経系統の機能に著しい障害を残し、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの	
14. 肺機能に著しい障害を残したもの ←【変更】	
15. 心臓疾患により心臓ペースメーカーまたは人工弁を装着したもので、かつ、労働能力が一般平均人以下に著しく低下しており、極めて単純で軽易な労務のほかにはつくことができないもの	
16. じん臓の機能を喪失したもの	
17. 肝臓の機能に著しい障害を残したもの	
18. 人工肛門を造設し、かつ、尿路変更術を施したもの、完全尿失禁状態にあるものまたはカテーテル留置もしくは自己導尿の常時施行を必要とするもの	
19. インシュリン治療を受け、かつ、糖代謝障害による合併症を原因として増殖性硝子体網膜症手術を受けたもの	
20. じん臓移植術を受けたもの（自家じん臓移植術を除きます。）	
21. 肝移植術を受けたもの	
22. <u>心臓移植術を受けたもの（心臓弁移植術を除きます。）</u>	} 【新設】
23. <u>肺移植術を受けたもの</u>	
24. <u>すい臓移植術を受けたもの（すい臓移植術を除きます。）</u>	
25. <u>小腸移植術を受けたもの</u>	} 【条項移動】
26. すい臓の全摘出術を受けたもの	
27. ぼうこうの全摘出術を受けたもの	

3. 医療共済の改訂（入院中手術保障の拡充）

（1）内 容

平成19年4月1日以後に発生した原因により、入院中にその入院と同一の原因により手術を受け、下記の要件を満たすときは、別表〔対象となる手術〕に該当しない場合であっても、入院共済金日額の5倍の手術共済金をお支払いいたします。

＜変更後の支払事由（表中の下線部分が追加された入院中手術保障になります。）＞ ※死亡給付金は省略

共済金の種類	支払事由	共済金の額	共済金受取人
入院共済金	被共済者が責任開始日（復活の場合は、最後の復活により責任が再開した日とします。以下同じ。）以後に生じた災害または疾病により入院したこと	入院共済金日額×入院日数	被共済者
手術共済金	ア. 被共済者が責任開始日以後に生じた災害または疾病により別表〔対象となる手術〕の手術を受けたこと	入院共済金日額×別表〔対象となる手術〕の支払倍率	
	<u>イ. 被共済者が責任開始日以後に生じた災害または疾病による入院の期間中にその入院と同一の原因により入院中手術を受けたこと。ただし、ア. により手術共済金が支払われる場合を除きます。</u>	<u>入院共済金日額</u> <u>× 5</u>	

＜入院中手術による手術共済金の支払にかかる制限＞

- ① 同一の治療を目的とする入院中手術による手術共済金の支払は、最初の入院中手術（手術共済金が支払われることとなる入院中手術に限ります。以下「最初の入院中手術」といいます。）の日の翌日以後200日の間に最初の入院中手術を含めて2回を限度とします。
- ② 最初の入院中手術を受けた日の翌日以後200日を経過した後に入院中手術を受けたときは、その入院中手術を最初の入院中手術とみなして①を適用します。
- ③ 被共済者が2以上の入院中手術を同時に受けた場合には、これらの入院中手術を1の入院中手術とみなします。
- ④ 被共済者が別表〔対象となる手術〕の手術および入院中手術を同時に受けた場合には、入院中手術による手術共済金は支払いません。
- ⑤ 組合は、同一の治療を目的として、別表〔対象となる手術〕に該当しない同一の手術が2回以上行なわれたことにより、別表〔対象となる手術〕に該当し、手術共済金を支払うこととなる場合であって、入院中手術による手術共済金が支払われた、または支払われることとなったときは、別表〔対象となる手術〕に該当したことにより支払われることとなる手術共済金の額から支払われた、または支払われることとなった入院中手術による手術共済金の額を差し引きます。この場合、その支払われた、または支払われることとなった入院中手術について、①および②を適用します。

（2）ご留意いただきたい事項

平成19年3月31日までにご加入いただいた医療共済が対象であり、定期医療共済、満期専用入院保障付終身共済、がん共済および全入院特約等の特約については対象となりません。

○ **入院中手術とは？**

用語	定義
入院中手術	次のいずれにも該当するものをいいます。 ア. 医師または歯科医師による治療を目的とすること イ. 入院の期間中に受けたものであること ウ. 別表〔入院中手術の対象となる手術〕に該当するものであること エ. 公的医療保険制度によって保険給付の対象となり、診療報酬点数表により手術料または放射線治療料が算定されること

○ **別表〔入院中手術の対象となる手術〕とは？**

「入院中手術の対象となる手術」とは、別表〔対象となる手術〕に定める手術以外で、器械、器具を用いて、生体に切断、摘除等の操作を加えるものおよび放射線照射（一連の照射をもって1回を限度とします。）であって、次の各号に該当するものを除きます。

(1) ドレナージ

(2) 穿刺

(3) 神経ブロック

(4) 別表〔対象となる手術〕において、それぞれの手術ごとに、責任開始日（復活の場合は、最後の復活により責任が再開した日とします。）以後に受けた最初の手術（共済金が支払われることとなる手術に限ります。以下「最初の手術」といいます。）の日の翌日以後200日以内に同一の治療を目的とした手術を2回以上受けた場合に、最初の手術を含めて手術を2回受けたものとみなされることによって、共済金の支払われない手術

適用上の注意事項

診断または検査（生検または腹腔鏡検査など）のためにする手術などは「入院中手術の対象となる手術」に含みません。

○ **公的医療保険制度とは？**

健康保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法、船員保険法、老人保健法のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

○ **診療報酬点数表とは？**

入院中手術を受けた時点において、厚生省告示および厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。

4. 別表【対象となる手術】の改訂（臓器移植術の支払倍率の引き上げ）

（1）内 容

平成19年4月1日以後に発生した原因により、肝臓・すい臓・小腸の移植術を受けた場合の手術共済金の支払倍率について、20倍から40倍に引き上げを行ないました。

なお心臓・肺・じん臓の移植術については、すでに40倍のお支払をさせていただいております。

（2）ご留意いただきたい事項

平成19年3月31日以前にご加入いただいた全ての生命共済が対象となりますが、平成6年3月31日以前にご契約いただいた生命共済の一部については、対象とならない場合がございますので、ご留意下さい。

5. 定期生命共済に付加された入院特約等のお取扱い

（1）内 容

平成6年4月1日から平成19年3月31日までの間にご加入いただいた定期生命共済契約に付加されている全入院特約等については、平成19年4月1日以後に迎える更新の際に、それぞれ新しい全入院特約等として更新されます。

新しい全入院特約および災害入院特約は、日帰り入院から保障し、従来は手術共済金のお支払対象とならなかった軽微な手術への保障（入院中手術保障の拡充）も加わりました。（「入院中手術保障の拡充」については、『3. 医療共済の改訂（入院中手術保障の拡充）』をご参照下さい。）

（2）ご留意いただきたい事項

平成6年4月1日から平成19年3月31日までの間にご加入いただいた定期生命共済契約に付加されている全入院長期保障特約につきましては、新しい全入院特約として更新されます。したがって、その更新後は、長期入院共済金・退院給付金・健康祝金のお支払はありません。

○ 平成19年4月1日以後に更新される場合、更新前後の入院特約の組み合わせは次のとおりです。

更新前	更新後（新しい特約）
全入院特約、全入院特約（平13）	全入院特約（平19）
女性疾病入院特約	
全入院長期保障特約、全入院長期保障特約（平13）	
がん倍全入院特約、がん全全入院特約（平13）	がん全全入院特約（平19）
がん倍全入院長期保障特約、がん全全入院長期保障特約（平13）	
災害入院特約、災害入院特約（平13）	災害入院特約（平19）
通院特約、通院特約（平13）	通院特約（平19）※

※ 通院特約（平19）は、5日以上の災害入院または5日継続以上の疾病入院をされることが共済金のお支払の条件であることは通院特約（平13）と同様です。

○ ご加入年度ごとの入院特約の保障内容の比較（例：全入院特約）

	全入院特約 ＜平成6年4月1日～ 平成13年3月31日＞	全入院特約（平13） ＜平成13年4月1日～ 平成19年3月31日＞	全入院特約（平19） ＜平成19年4月1日以後に更 新される場合を含みます。＞
入院 保障	災害：5日以上の入院 疾病：10日継続以上の入院	災害：5日以上の入院 疾病：5日継続以上の入院	災害・疾病：日帰り入院
手術 保障	別表 [対象となる手術]	別表 [対象となる手術]	別表 [対象となる手術] 入院中手術

※お手持ちの「ご契約のしおり・約款」とあわせて大切に保管下さい。